

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名
御璽

令和二年一月二十八日

内閣總理大臣 安倍晋三

政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、厚生省の予防及び厚生省の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告

されたものに限る)であるものに限る。次条及び第三条(同条の表を除く)において単に「新規型コロナウイルス感染症」という。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下

(第二条第一項の政令で定める期間)
第二条 法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の

（法等の準用）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八条第一項、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分を除く。）、第

十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十一条（第四項を除く。）、第三十七条、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第三項

一項、第四十条から第四十四条まで、第五十七条（第四号から第六号までを除く。）、第五十八条第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第六十二条第一項を除く。

三項、第六十三条、第六十三条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表

の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

ノミノウニテ、ヨリモハ、ナシタリ。

それぞれ二類感染症の患者又は

新型コロナウイルス感染症

法第二十四条第三項第 二号	法第二十四条第三項第 一號	法第二十二条第四項及 び第二十一条	法第二十一条	法第二十条第二項	法第二十条第一項	法第十九条第三項	法第十九条第一項た だし書	法第十九条第一項 法第十九条第一項	法第十八条第一項	法第十七条第一項
おいて準用する場合を含む) において規定による申請に基づく費用の負担	第十九条第七項	延長	同条第四項	第二十条第一項	第二十五条第四項	法第三十五条第一項	法第三十五条第一項	法第三十五条第一項	法第二十九条	法第二十七条
第十九条第七項 (第二十六条に 基づく)に 該入院に係る 一類感染症の病 原体を保有して いるかどうか	第二十条第一項 (第二十六條に 基づく) おいて準用する 場合を含む)	当該入院に係る 一類感染症の病 原体を保有して いない	移送しなければならない	是第一種感染症指定医療機関若しく は第二種感染症指定医療機関又は第三 種感染症指定医療機関	特 定 感 染 症 指 定 医 療 機 関 若 し く	一 類 感 染 症	特 定 感 染 症 指 定 医 療 機 関 若 し く	特 定 感 染 症 指 定 医 療 機 関 若 し く	特 定 感 染 症 指 定 医 療 機 関 若 し く	一 類 感 染 症 、 二 類 感 染 症 、 三 類 感 染 症

法第二十八条第三項	法第三十七條第一項	法第三十五條第五項	法第三十五条第一項	法第三十五條第四項	法第三十五條第四項	前條	法第三十四条	法第三十四条	法第二十九条	法第二十七条
見がある者	前二条	患者 を含む。 以下この 条において ある者	若しくは第二十条 定を第二十六条に おいて準用する 場合を含む。又は 第四十六条	、第二十九条第一項 又は第三十一 條第一項	第一項中「三 類感染症若しく は」 とする。	者 型 感 染 症 、 四 類 感 染 症 、 二 類 感 染 症 、 三 類 感 染 症 若しくは 新	一 類 感 染 症 、 二 類 感 染 症 、 三 類 感 染 症 若しくは 新	一 類 感 染 症 、 四 類 感 染 症 、 二 類 感 染 症 、 三 類 感 染 症 若しくは 新	感 染 症 、 四 類 感 染 症 、 二 類 感 染 症 、 三 類 感 染 症 若しくは 新	感 染 症 、 四 類 感 染 症 、 二 類 感 染 症 、 三 類 感 染 症 若しくは 新
新型コロナウイルス感染症の患者	第三十七条	患者	又は第二十条	又は第二十九条第一項	准用する。	新型コロナウイルス感染症の患者が	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症

法第三十八条第四項	法第三十九条第一項	法第四十条第一項	法第四十一条第一項	法第四十二条第一項	法第四十三条第一項	法第四十四条第一項及	法第五十七条第一項から第三号まで	法第五十八条第一号	法第五十九条第一項	法第六十条第一項	法第六十一条第一項	法第六十二条第一項	法第六十三条第一項	法第六十四条第一項
一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症並びに新規型インフルエンザ等感染症	患者（新感染症の所見がある者を除く）	患者	の規定により	若しくは診療所から	おが入院する場合を含む。以下この項における規定による医療又は第三十七条の二第一項の規定による医療又は第三十七条第一項又は第三十七	同項の規定による	の規定により	第三十七条第一項及び第三十七	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項

三 法第五十八条第四号の	二 法第五十八条第四号の	法第五十八条第三号	法第五十八条第二号	法第五十八条第一号	法第五十九条第一項から第三号まで	法第五十七条第一項及び第三十七	第七条第一項各号	十六条	第三十七条第一項又は第三十七
採取する規定（これらが第五十条第一項により実施される場合を含む）の規定	（これらの規定を第五十条第一項により実施する場合を含む）の規定	収去（これらが第五十条第一項により実施される場合を含む）	、第二十二条第四項（第二十	又は第四十五条	（第五十条第一項及び第五項を除き、第十四条、第十四条の二、第五条、（第二項及び第五項を除く）、第十五条の二から第十六	（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む）によりする	場合又はその区域内に居住する第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療機関を受けた場合	七条第一項各号	第三十七条第一項又は第三十七
採取の規定	の規定	収去	第二十一条	又は第二十二条第四項	第十七条	に要する	第三十七条第一項	第三十七条第一項各号	同項

法第五十九条	法第六十条	法第六十一条第一項	法第六十二条第一項	法第六十三条第一項	法第六十四条第一項	法第六十五条第一項	法第六十六条第一項	法第六十七条第一項	法第六十八条第一項
第四号	第三号	第四号	第三号	第四号	第三号	第四号	第三号	第二号	第一号
実施される場合を含む。により (第五十条第一項の規定により する厚生労働省令で定める医療 に関するものを除く。)の規定 の費用及び同条第二号の費用 に係るものとし(この規定による の費用及び同条第二号の費用 に係るものとし)に規定する場合を含む。 る(これららの規定を第五十条第三 項において準用する場合を含む。) る(第五十条第一項の規定により する厚生労働省令で定める医療 に関するものを除く。)により する(これらの規定を第五十条第三 項において準用する場合を含む。)	実施される場合を含む。により (第五十条第一項の規定により する厚生労働省令で定める医療 に関するものを除く。)の規定 の費用及び同条第二号の費用 に係るものとし(この規定による の費用及び同条第二号の費用 に係るものとし)に規定する場合を含む。 る(第五十条第一項の規定により する厚生労働省令で定める医療 に関するものを除く。)により する(これらの規定を第五十条第三 項において準用する場合を含む。)								

令第六条	令第二十五条第一項	令第二十七条规定
第二十五条第六項 ににおいて準用する場合を含む。	第二十五条第六項 ににおいて準用する場合を含む。	第二十五条第六項 ににおいて準用する場合を含む。
第三号	第四号	第九号まで及び第十四号

第四条 前条において準用する法第十二条(第四項及び第五項を除く。)、第十五条(第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。)、第十六条の三(第二項、第四項及び第十一項を除く。)、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第二十六条の三(第二項及び第四項を除く。)、第二十六条の四(第二項及び第四項を除く。)並びに第三十八条第五項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)の規定により都道府県保健所を設置する市又は特別区が処理することとされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(この政令の失効)

2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条(第四号から第六号までを除く。)若しくは第五十八条(第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。)の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その後以後も、なおその効力を有する。

(地方自治法施行令の一部改正)

3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

新規コロナウイルス
感染症を指定感染症として定
める等の政令(令和二年定
政令第十一号)

第三条において準用する法第
二十九条(第一項、第二項、第三
項、第四項及び第五項)に規定
する第三項に係る部分に限る。
第三項に係る部分に限る。
第三項に係る部分に限る。

第三条において準用する法第
二十九条(第一項、第二項、第三
項、第四項及び第五項)に規定
する第三項に係る部分に限る。
第三項に係る部分に限る。
第三項に係る部分に限る。

第三条において準用する法第
二十九条(第一項、第二項、第三
項、第四項及び第五項)に規定
する第三項に係る部分に限る。
第三項に係る部分に限る。
第三項に係る部分に限る。

厚生労働大臣 高市 早苗
内閣総理大臣 加藤 勝信
安倍晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ジカウイルス感染症」の下に「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第一において単に「新型コロナウイルス感染症」という。」を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

「ジカウイルス感染症

症	一件につき 二、五〇〇円
ジカウイルス感染症	一件につき 二、五〇
新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇

に改める。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 内閣総理大臣	加藤 晋三
------------------	----------

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読み替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第十九号）の規定を準用する場合においては、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。」と、同条第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」と、同令第十一条第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
(この省令の失効)
- 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第九号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読み替えに関する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省令第十号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のようにより改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
第六条 (略)	（仮検疫済証の様式等）	（仮検疫済証の様式等）
2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。 一・二 (略)	2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。 一・二 (略)	三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。